

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

<資産証券化商品> 信託型 ABL 2017-08 ABL1(900305)

【新規】

A B L 格付

B B B +

格付事由

1. スキームの概要

- (1) 本件は、三菱東京 UFJ 銀行が保有する日本企業 1 社（対象債務者）向けエクスポージャーの信用力にリンクする ABL に対して格付を付与するものである。
- (2) 委託者である合同会社 AJISAI は、三菱 UFJ 信託銀行（受託者）に金銭信託を設定する。
- (3) ABL 投資家は、受託者の信託勘定に貸付を実行し、受託者はかかる ABL 代わり金を原資として、定期預金を三菱東京 UFJ 銀行に預け入れる。
- (4) 受託者は、対象債務者と三菱東京 UFJ 銀行間の銀行取引に基づいて現在および将来において有する、対象債務者の三菱東京 UFJ 銀行に対する銀行取引債務全般の被担保債務として、定期預金元本の上に三菱東京 UFJ 銀行を質権者とする根質権を設定する。三菱東京 UFJ 銀行は質権設定の対価として、受託者に対して半年毎に担保提供手数料を支払う。
- (5) 受託者は期中、担保提供手数料を原資に、ABL の利息を支払う。
- (6) 質権実行事由（いわゆるクレジットイベント）が発生した場合には、三菱東京 UFJ 銀行は根質権を実行し、質権実行額に相当する金額の定期預金の払い戻しを受ける。
- (7) 質権実行事由が発生しなかった場合には、ABL の弁済期日に、三菱東京 UFJ 銀行は定期預金を受託者に払い戻し、受託者は払い戻された預金元本で、ABL 投資家に ABL を弁済する。

2. 仕組み上の主たるリスクの存在

(1) 対象債務者の信用リスク

対象債務者に質権実行事由が発生した場合には、三菱東京 UFJ 銀行は根質権を実行し、質権実行額に相当する定期預金の払い戻しを受けるため、ABL の返済原資が毀損するリスクがある。

質権実行事由（抜粋）

- ・対象債務者について、支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった場合。
- ・対象債務者が質権者に対する債務の一部でも履行を遅滞し、質権者が対象債務者に請求した場合。

(2) 定期預金の運用リスク

受託者は、ABL 実行代わり金を定期預金で運用するため、運用リスクが存在する。

3. 格付評価のポイント

(1) 損失、キャッシュ・フロー分析および感応度分析

ABL の利息については担保提供手数料を原資に、ABL の元本については払い戻された定期預金の元本を原資に支払われる。したがって、本 ABL について元本返済および利息支払が規定どおりに行われる可能性

は、定期預金の運用先の長期格付もしくは対象債務者の長期格付のいずれか低いほうに収斂・連動するものと考えられる。

裏付資産および担保提供手数料、本 ABL の約定上のキャッシュフローの間にミスマッチは認められない。定期預金の運用先の長期格付もしくは対象債務者の長期格付のうち、いずれか低い格付が変更となった場合には、本 ABL の格付も連動して変更される。

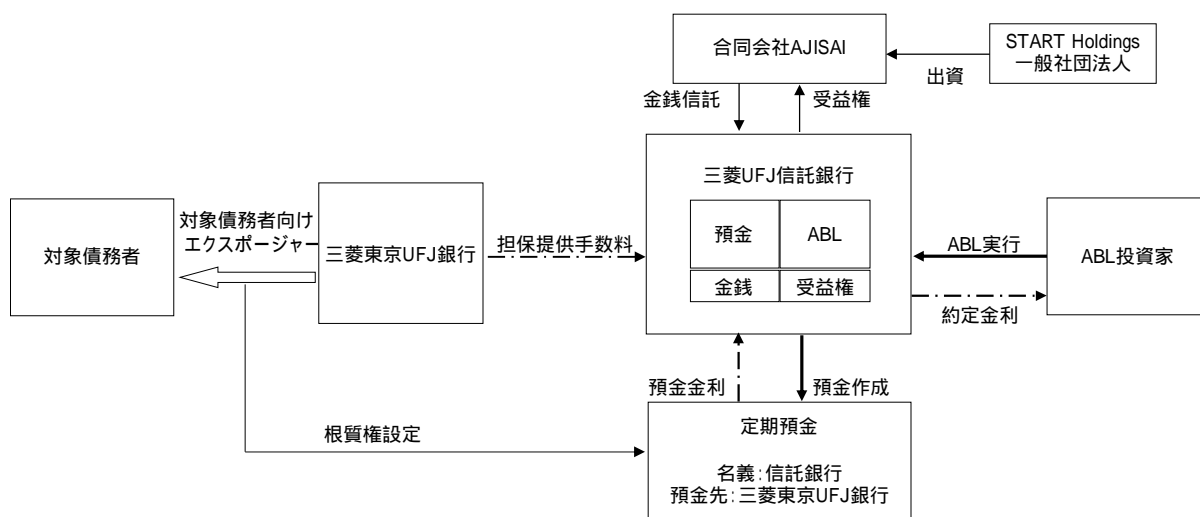
(2) その他の論点

合同会社 AJISAI は、今後も本件と同様の金銭信託の委託者となる予定であるが、本件および将来締結される信託契約において、受託者による委託者に対する倒産不申立条項が盛り込まれる予定であり、その他施される手当てとあわせ、合同会社 AJISAI の倒産リスクは限定的と評価される。

(3) 結論

本 ABL の元本返済および利息支払が規定どおりに行われる確実性は、定期預金の運用先の長期格付もしくは対象債務者の長期格付のうち、いずれか低いほうに収斂・連動するものと考えられ、本 ABL の格付を「BBB+」と評価した。

【スキーム図】



(担当) 荘司 秀行・中川 哲也

格付対象

【新規】

| 対象 | 実行額 | 予定弁済期日・弁済期日 | クーポン・タイプ | 格付 |
|------------------------------|--------|----------------|----------|------|
| 信託型 ABL2017-08 ABL1 (900305) | 160 億円 | 2020 年 8 月 3 日 | 固定 | BBB+ |

<発行の概要に関する情報>

| | |
|------------|----------------|
| ABL 実行日 | 2017 年 8 月 3 日 |
| 返済方法 | 満期一括返済 |
| 流動性・信用補完措置 | なし |

<ストラクチャー、関係者に関する情報>

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 委託者 | 合同会社 AJISAI |
| 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 |
| ABL 借主・質権設定者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 |
| アレンジャー | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社・株式会社三菱東京 UFJ 銀行 |

<対象債務者に関する情報>

| | |
|--------|-----|
| 参照体所在国 | 日本 |
| 参照体業種 | 未公表 |
| 参照体格付 | 未公表 |

<裏付資産に関する情報>

| | |
|---------|--|
| 裏付資産の概要 | 質権付定期預金 質権者：株式会社三菱東京 UFJ 銀行 預金預入先金融機関：株式会社三菱東京 UFJ 銀行（2017年8月3日現在の長期発行体格付「AA」） |
|---------|--|

格付提供方針に基づくその他開示事項

- 信用格付を付与した年月日：2017年8月2日
- 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉山 成夫
主任格付アナリスト：荘司 秀行
- 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準については、JCR のホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
- 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法（格付方法）の概要は、JCR のホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「クレジットリンク商品」（2012年12月3日）の信用格付の方法として掲載している。回収金口座や倒産隔離など他の付随的な論点についても上記のページで格付方法を開示している。
- 格付関係者：
（オリジネーター等） 株式会社三菱東京 UFJ 銀行
（アレンジャー） 三菱 UFJ 信託銀行株式会社・株式会社三菱東京 UFJ 銀行
- 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。JCR は、格付付与にあたって必要と判断する情報の提供を発行者、オリジネーターまたはアレンジャーから受けているが、その全ては開示されていない。本件信用格付は、資産証券化商品の信用リスクに関する意見であって、価格変動リスク、流動性リスクその他のリスクについて述べるものではない。また、提供を受けたデータの信頼性について、JCR が保証するものではない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
- 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
格付対象商品および裏付資産に関する、アレンジャーから入手した証券化関連契約書類
なお、JCR は格付申込者等から格付のために提供を受ける情報の正確性に関する表明保証を受けている。
- 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、いずれかの格付関係者による表明保証もしくは対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
- 資産証券化商品の情報開示にかかる働きかけ：
(1) 情報項目の整理と公表
JCR は、資産証券化商品の信用格付について、第三者が独立した立場で妥当性を検証できるよう、裏付資産の種類別に、第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目をあらかじめ整理してホームページ上で公表している。
(2) 情報開示にかかる働きかけの内容及びその結果の公表
JCR は、本資産証券化商品の格付関係者に対し、当該資産証券化商品に関する情報（上記の情報項目を含む。）の開示を働きかけた。
働きかけの結果、格付関係者が公表に同意した情報の項目について、JCR は、格付関係者の委任を受け、格付関係者に代わりここで当該情報を公表する（上記格付事由及び格付対象を参照）。なお、公表に対して同意を得られていない情報の項目については、上記格付事由および格付対象の箇所未公表と表示している。
- 資産証券化商品についての損失、キャッシュフローおよび感応度の分析：
格付事由参照。

11. 資産証券化商品の記号について：

本件信用格付の対象となる事項は資産証券化商品の信用状態に関する評価である。本件信用格付は裏付けとなる資産のキャッシュフローに着眼した枠組みで付与された格付であって、資産証券化商品に関し (a) 規定の利息が期日通りに支払われること、(b) 元本が弁済期日までに全額返済されることの確実性に対するものであり、ゴーイングコンサーンとしての債務者の信用力を示す発行体格付とは異なる観点から付与されている。

12. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

用語解説

予備格付：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル